

岸和田市防災福祉コミュニティ協議会会則

(名 称)

第1条 本会は、岸和田市防災福祉コミュニティ協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 市民の自主的な防災活動を推進し、災害時における被害を最小限に止めるとともに、各防災福祉コミュニティ相互が連携し、地域自主防災体制の確立を図るため、協議会を設置する。

(構 成)

第3条 協議会は、岸和田市内の各防災福祉コミュニティの代表者（以下「委員」という。）をもって構成する。

(役 員)

第4条 協議会に、次の役員を置く。

(1) 会 長 1名

(2) 副会長 1名

(役員を選任)

第5条 前条の役員を選任は、次のとおりとする。

(1) 会長及び副会長は、委員の中から委員の互選により選出する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときは、その職務を代行する。

(会 議)

第7条 協議会の会議は、毎年1回以上開催する。

2 協議会の会議は会長が招集し、会議の議長となる。

(事 務)

第8条 協議会の事務局は岸和田市危機管理部危機管理課に置く。

(その他)

第9条 この会則に定めるほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この会則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、平成26年4月20日から施行する。

(経過措置)

2 この規則は、第1条の名称及び第8条の事務局が改訂され、この規則の施行の前日までに登録された構成団体に関しては、この規則の施行の日以後においても、なおその効力を有する。